

## 1. 議事日程

〔平成22年第4回安芸高田市議会臨時会第1日目〕

平成22年11月29日  
午前10時 開会  
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議案第92号 安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
日程第4 議案第93号 安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例  
日程第5 発議第6号 安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
日程第6 特措法に基づく基金の早期創設と口蹄疫被害の全面補償を求める請願書について  
日程第7 米価の大暴落に歯止めをかけるための請願について  
日程第8 免税軽油制度の継続を求める請願について  
日程第9 EPA・FTA推進路線の見直しを求める請願について  
追加日程第1 発議第7号 特措法に基づく基金の早期創設と口蹄疫被害の全面補償を求める意見書について  
追加日程第2 発議第8号 米価の大暴落に歯止めをかけるための対策を求める意見書について  
追加日程第3 発議第9号 免税軽油制度の継続を求める意見書について  
日程第10 常任委員の選任  
日程第11 議会運営委員の選任  
追加日程第4 議会広報特別委員全6名の辞任許可について  
追加日程第5 議会広報特別委員の選任

## 2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

1番	前重昌敬	2番	石飛慶久
3番	児玉史則	4番	大下正幸
5番	和田一雄	6番	水戸眞悟
7番	先川和幸	8番	山根温子
9番	宍戸邦夫	10番	山本優
11番	前川正昭	12番	秋田雅朝
13番	赤川三郎	14番	青原敏治
15番	金行哲昭	16番	入本和男
17番	今村義照	18番	亀岡等

19番 塚本 近 20番 藤井昌之

3. 欠席議員は次のとおりである (なし)

4. 会議録署名議員

15番 金行哲昭 16番 入本和男

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 (19名)

市長	浜田一義	副市長	藤川幸典
教育長	佐藤勝	総務企画部長	清水盤
市民部長	廣政克行	福祉保健部長兼福祉事務所長	重本邦明
産業振興部長	大野逸夫	建設部長兼公営企業部長	河野正治
教育次長	田丸孝二	消防長	光下正則
会計管理者	立田昭男	八千代支所長	藤本宏良
美土里支所長	岡田敦男	高宮支所長	宮木雅之
甲田支所長	箕越秀美	向原支所長	三上信行
総務課長	沖野文雄	行政経営課長	武岡隆文
政策企画課長	竹本峰昭		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名 (4名)

事務局長	佐々木清	事務局次長	外輪勇三
主査	森岡雅昭	主任	藤堂洋介



午前 10時00分 開会

○藤井議長 皆さん、おはようございます。  
定刻となりました。  
ただいまの出席議員は20名であります。  
定足数に達しておりますので、ただいまから平成22年第4回安芸高田市議会臨時会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。  
佐々木事務局長。

○佐々木事務局長 諸般の報告をいたします。  
第1点、市長並びに教育委員長より、本臨時会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。  
第2点、市長より、3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約の締結について3件の報告がございました。  
第3点、監査委員より、平成22年9月分及び10月分の例月出納検査の報告がございました。  
それぞれの写しをお手元に配付いたしておりますので御了承ください。  
以上で諸般の報告を終わります。

○藤井議長 以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○藤井議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、15番 金行哲昭君及び16番 入本和男君を指名いたします。



日程第2 会期の決定

○藤井議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
本臨時会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議をいただいておりますので、その結果について議会運営委員長 金行哲昭君の報告を求めます。

○金行議会運営委員長 報告します。  
平成22年第4回臨時会の運営につきまして、去る11月11日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので報告いたします。  
まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり本日一日といたします。  
次に、本臨時会に付議されます案件は、議案第92号「安芸高田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」のほか1件の議案及び議員発議第6号「安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」でございます。また、産業建設常任委員会に付

託されておりました請願4件の委員長報告、常任委員の選任及び議会運営委員の選任を予定しております。以上、報告を終わります。

○藤井議長 お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、本臨時会の会期は本日1日間とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案第92号 安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○藤井議長 日程第3、議案第92号「安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたし、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。

本日、平成22年第4回臨時会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には御多用の中御参集をいただき、まことにありがとうございます。

本日は、「安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び「安芸高田市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」の2議案を提出させていただきます。

どうかよろしく御審議の程、お願いいたします。

それでは、議案第92号「安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について、提案理由の御説明をいたします。

本条例は、平成22年8月10日に人事院が行った国家公務員の給与等の改正に関する勧告に準じて、職員の月例給の引き下げ、期末、勤勉手当の引き下げを行うものでございます。

慎重に御審議を賜わり、適切なる議決をいただきますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

続いて、担当部長から要点の説明を求めます。

総務企画部長 清水盤君。

○清水総務企画部長 それでは、議案第92号の要点について御説明を申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。

第1条は、平成22年12月1日からの安芸高田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例となっております。2ページをお開きください。新旧対照表の中段、第26条第2項は職員へ今年12月に支給する期末手当について100分の150から100分の135へ減額する改正でございます。第3項は現在任用いたしておりませんが、再任用職員へ本年12月に支給する期末手当について100分の85から100分の80へ減額する改正でございます。

第29条第2項第1号は、職員へ本年12月に支給する勤勉手当について100分の70から100分の65へ減額する改正でございます。第2号は現在任

用いたしておりませんが、再任用職員へ本年12月に支給する勤勉について100分の35から100分の30へ減額する改正でございます。

3ページから11ページ上段までの別表第1は、行政職給料表について準用しております国家公務員の俸給表に基づき、中高年齢層40歳代以上となりますが、受けておる給料月額を平均0.1%引き下げるものでございます。

それから、11ページ上段から20ページ中段までの別表第2は消防職給料表について準用しております国家公務員の俸給表に基づき、中高年齢層40歳代以上が受けております給料月額を平均0.1%引き下げるものでございます。なお、8級につきましては現在該当する職員がおりませんので、削除いたしております。

20ページ中段をお願いいたします。第2条は平成23年4月1日からの安芸高田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。新旧対照表の中段第26条第2項は職員へ平成23年4月1日以降に6月に支給する期末手当について100分の125から100分の122.5へ、12月に支給する期末手当について100分の135から100分の137.5へ改正するものでございます。第3項は、平成23年4月1日以降に再任用職員の規定に関する引用条文の整理をしたものでございます。

22ページをお願いいたします。新旧対照表上段、第29条第2項第1号は職員へ平成23年4月1日以降に支給する勤勉手当について100分の65から100分の67.5へ改正をするものでございます。第3号は現在任用いたしておりませんが、再任用職員へ平成23年4月1日以降に支給する勤勉手当について100分の30から100分の32.5へ改正するものでございます。

中段からの附則第12項は55歳に達した管理職手当を支給される職員に対する給与の減額支給を規定する項でございます。下段の第1号は、55歳に達した職員に対し給与月額を1.5%減額すること等を規定したものでございます。第2号は、55歳に達した職員に対し、地域手当を1.5%減額することを規定したものでございます。第3号は、55歳に達した職員に対し期末手当を1.5%減額することを規定したものでございます。第4号は、55歳に達した職員に対し勤勉手当を1.5%減額することを規定したものでございます。24ページをお願いいたします。中段の第5項、アは、減額対象職員が公務上の負傷等により休職にされている場合に、全額支給される給与月額、地域手当、期末手当及び勤勉手当についても1.5%減額することを規定したものでございます。イは、減額対象職員が結核性疾患または心身の障害により休職されている場合、80%支給することができる給与月額、地域手当、期末手当について1.5%減額することを規定したものでございます。ウは、減額対象職員が刑事事件に関し起訴され休職とされた場合、60%支給することができる給与月額及び期末手当についても1.5%減額することを規定したものでございます。エは、減額対象職員が結核性疾患または心身の障害により、退職または失職または死亡した場合に支給される期末手当についても1.5%減

額することを規定したものでございます。表は減額対象職員の職務の級が6級以上であることを規定したものでございます。第13項は、減ずる額の計算その他実施に関し必要な事項を規則委任することを規定したものでございます。第14項は、減額対象職員の1時間あたりの給与額についても1.5%減額することを規定したものでございます。25ページ上段の第15項は勤勉手当について、第29条第2項第1号に規定する勤勉手当の支給率は、個々の職員に支給される勤勉手当の額でなく、勤勉手当の総額でございます。このため、55歳以上の職員の減額分を他の職員に上乗せして支給しないようにするために、総額からもこの減額分を減じておくことを定めたものでございます。

25ページ中段から、第3条は安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部の改正でございます。新旧対照表の第7条は、現在任用しておりませんが、一般職の任期付職員の採用等に関し高度の専門的な知識を有するものを一定期間採用する場合の給与月額を国に準じて減額するものでございます。

26ページをお開きください。第8条第2項は、特定任期付職員に関し、本年12月の期末手当の支給について国に準じて減額する改定でございます。

中段第4条から27ページ中段までは、特定任期付職員について平成23年4月1日以降の期末手当を改定するものでございます。

27ページ中段からの第5条は、平成18年条例8号の安芸高田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則を改正するものでございます。

28ページをお願いいたします。新旧対照表の附則第7項は、いわゆる現給保障を受けているものに対し給料表の減額改正に伴い本年12月1日から調整率を100分の99.76から100分の99.59とするものでございます。附則第1項は、交付の日から施行することとしておりますが平成23年度から適用する期末勤勉手当等に関して、平成23年4月1日の施行としておるものでございます。

29ページをお願いいたします。附則第3項は、安芸高田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部の改正でございます。新旧対照附則第4項の追加は介護休暇の取得に関し、勤務しない1時間あたりの給与額減額に際し、特定職員対象者には1.5%減額することを定めたものでございます。

以上で、要点の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○藤井議長

以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○藤井議長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第92号「安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 議案第93号 安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

○藤井議長 これより、議案第93号「安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。  
議案の朗読は省略いたし、提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第93号「安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由を御説明いたします。

本条例は、前の議案により実施されます一般職員等の期末勤勉手当の減額と同様に市長及び副市長の期末手当の支給率を減額いたしたいとするものであります。慎重に御審議くださり、適切なる議決をいただきますようよろしくお願いをいたします。

○藤井議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。  
続いて、担当部長から要点の説明を求めます。  
総務企画部長 清水盤君。

○清水総務企画部長 それでは、議案第93号の要点について御説明申し上げます。  
議案書の1ページの下段の第4条でございますが、6月に支給する期末手当を100分の190へ、及び12月に支給する期末手当を100分の205へ減額するものでございます。附則において、この条例は公布の日から施行することを定めたものでございます。附則第2項においては、平成22年12月支給分については、年間で3.95月分とするため100分の200とする特例措置を設けたものでございます。以上で、要点の説明を終わります。

○藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第93号「安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
~~~~~○~~~~~

日程第5 発議第6号 安芸高田市市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○藤井議長 日程第5、発議第6号「安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。  
議案の朗読は省略いたし、提出者から提案理由の説明を求めます。  
16番 入本和男君。

○入本議員 発議第6号「安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由の説明をいたします。  
人事院の本年度の支給給与改定に関する勧告に伴い、議会議員の期末手当の支給割合を引き下げするために、条例の一部の改正を行うものとするものです。内容としましては、6月の支給割合を0.05月分、12月の支給割合を0.15月分それぞれ引き下げて、年間の支給割合を3.95月分とするものです。また、改正前の条例に基づいて本年度の6月は既に1.95月分支給されておりますので、これを調整するため、附則で本年12月に支給する期末手当の支給割合を改正後の支給割合からさらに0.05月分を引き下げる特例を設けております。なお、改定による期末手当の削減額は158万7,000円となります。以上で、提案理由の説明を終わります。適正なる議決をお願いいたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。  
(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、発議第6号「安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等



に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第6 特措法に基づく基金の早期創設と口蹄疫被害の全面補償を求める  
請願書について

日程第7 米価の大暴落に歯止めをかけるための請願について

日程第8 免税軽油制度の継続を求める請願

日程第9 E P A ・ F T A 推進路線の見直しを求める請願

○藤井議長 日程第6「特措法に基づく基金の早期創設と口蹄疫被害の全面補償を  
求める請願書について」から、日程第9「E P A ・ F T A 推進路線の見  
直しを求める請願」までの4件を一括して議題といたします。

本4件につきましては、先の定例会で産業建設常任委員会へ付託して  
おりましたので、その結果について、産業建設常任委員長 秋田雅朝君  
の報告を求めます。

○秋田産業建設常任委員長 産業建設常任委員会委員長報告を行います。

本年9月10日の本会議において、付託され継続審査となっておりました  
請願4件について、10月27日に委員会を開催し慎重に審査を行いました  
ので、それぞれの審査結果を報告いたします。特措法に基づく基金の  
早期創設と口蹄疫被害の全面補償を求める請願書については、宮崎県で  
発生した口蹄疫の被害について損失補償や地域経済復興のための全面的  
な支援等を政府に求める意見書の提出を求めるもので、採決の結果、採  
択と決し国に対する意見書を提出することといたしました。

次に、「米価の大暴落に歯止めをかけるための請願」については、米  
価の暴落に歯止めをかけるため過剰米の買い入れなど米価の下落対策を  
政府に求める意見書の提出を求めるもので、採決の結果、採択と決し国  
に対する意見書を提出することといたしました。

「免税軽油制度の継続を求める請願について」は、これまで農家の経  
営に貢献してきた軽油に対する免税制度が地方税法の改正によって、平  
成24年3月末で廃止されることを受け、この制度の継続を求める意見書  
を政府関係機関へ提出することを求めるもので、採決の結果、採択と決  
し国に対する意見書を提出することといたしました。

「E P A ・ F T A 推進路線の見直しを求める請願」については、現在  
政府が進めているE P A（経済連携協定）またF T A（自由貿易協定）  
は国内の農産物価格の暴落を引き起こし日本の農業に壊滅的な危機を与  
えるとして、政府に対しE P A ・ F T A 推進路線を見直すとともに日豪  
交渉を中止し、アジア太平洋自由貿易圏構想を撤廃することを求める意  
見書の提出を求めるもので、審査の過程の中で現在新たにT P P（環太  
平洋パートナーシップ構想）が出てきている状況の中で、農業以外の産  
業のことも考えて状況を見る必要があるとして継続審査を求める意見と

採択を求める意見が出ましたが、採決の結果、賛成少数により不採択と決しました。

以上、報告といたします。

○藤井議長 お諮りいたします。この際、委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、本4件の質疑は省略いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。これより、採決を行います。

最初に、「特措法に基づく基金の早期創設と口蹄疫被害の全面補償を求める請願書について」を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、採択であります。

本請願は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり採択することに決定されました。

続いて、「米価の大暴落に歯止めをかけるための請願」についてを採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、採択であります。

本請願は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり採択することに決定されました。

続いて、「免税軽油制度の継続を求める請願」についてを採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、採択であります。

本請願は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり採択することに決定されました。

続いて、「EPA・FTA推進路線の見直しを求める請願」についてを採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立少数]

○藤井議長 起立少数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり不採択す

ることに決定されました。

ここで10時50分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時35分 休憩

午前 10時50分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて、休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中にお手元に配付いたしましたとおり、産業建設常任委員長から発議第7号「特措法に基づく基金の早期創設と口蹄疫被害の全面補償を求める意見書について」、発議第8号「米価の大暴落に歯止めをかけるための対策を求める意見書について」及び発議第9号「免税軽油制度の継続を求める意見書について」の3件の意見書の提出がされました。

お諮りいたします。発議第7号から発議第9号までの3件を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よって、発議第7号から発議第9号までの3件を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として議題とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第1 発議第7号 特措法に基づく基金の早期創設と口蹄疫被害の  
全面補償を求める意見書について

○藤井議長 追加日程第1、発議第7号「特措法に基づく基金の早期創設と口蹄疫被害の全面補償を求める意見書について」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

12番 秋田雅朝君。

○秋田議員 「特措法に基づく基金の早期創設と口蹄疫被害の全面補償を求める意見書について」、提案理由を説明いたします。

宮崎県で発生した口蹄疫被害は、過去に例を見ない大惨事に見舞われ、その被害は畜産農家のみならず関連業界や商店、観光業界まで拡大し、地域経済の冷え込みは深刻な状況となっています。今回の口蹄疫の蔓延拡大は、半世紀も前に作られた家畜伝染病予防法が今日の畜産の現状にそぐわず、対応にも多くの不備が生じた結果、引き起こされたものであり、また政府による近隣諸国での口蹄疫発生に対しての無策による政治災害であると言えます。本市においても畜産は農業の主要な部分を担っており、畜産農家においては日々消毒に気を配りながら生産に励んでおられるとはいえ、いつ何時、同様の被害に見舞われるとも限りません。よって、政府に対し今回の事態を謙虚に教訓化し、万全な再発防止策を講ずるとともに関係者の再建に向けた努力を支援する手だてを早急に講ずるよう、次の2点について強く求めるものです。

1、特別措置法で位置づけた基金を速やかに創設すること。2、口蹄疫を原因とする損失を補償するとともに、地域経済を復興するための全面的な支援を行うこと。以上の施策を早期に実施されるよう、議会として意見書を提出するものです。

何とぞ議員の皆様の御理解をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○藤井議長 これを持って、提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。  
(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより、発議第7号「特措法に基づく基金の早期創設と口蹄疫被害の全面補償を求める意見書について」の件を起立により採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第2 発議第8号 米価の大暴落に歯止めをかけるための対策を求める意見書について

○藤井議長 追加日程第2、発議第8号「米価の大暴落に歯止めをかけるための対策を求める意見書について」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

12番 秋田雅朝君。

○秋田議員 「米価の大暴落に歯止めをかけるための対策を求める意見書について」、提案理由の説明をいたします。

平成22年6月末の政府及び民間流通における米の在庫は316万トンにも膨れ上がり、米過剰は一層深刻化しようとしております。また、9月末の平成22年産米の相対取引価格は対前年比で14%も下落しており、現状を放置すれば米の需要の混乱も米価の下落もかつて経験したことのない異常事態となることは必至と思われまます。この数年来、生産費を大幅に下回る米価が続いている中で、生産者の努力は限界を超えており、さらなる米価の下落は日本の農業の大黒柱である稲作の存続を危うくするものと考えます。もちろん、本市においても稲作は農業の根幹をなすものであり、米価の下落対策は重要な課題であります。よって、米価の大暴落に歯止めをかけるため、国に対し次の施策を実施するよう強く求めます。

1、年産にかかわらず、40万トン程度の過剰米の買い入れを緊急に行うこと。2、米価の下落対策を直ちに講ずること。以上の施策を早期に

実施されるよう、議会として意見書を提出するものです。

何とぞ、議員の皆様のご理解をいただきますようお願いいたします、提案理由の説明といたします。

○藤井議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより、発議第8号「米価の大暴落に歯止めをかけるための対策を求める意見書について」の件を起立により採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第3 発議第9号 「免税軽油制度の継続を求める意見書について」

○藤井議長 追加日程第3、発議第9号「免税軽油制度の継続を求める意見書について」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

12番 秋田雅朝君。

○秋田議員 「免税軽油制度の継続を求める意見書について」提案理由の説明をいたします。

これまで、農家の経営に貢献してきた免税軽油制度が地方税法の改正によって、このままでは平成24年3月末で廃止される状況にあります。免税軽油とは、農業用機械など道路を走らない機械に使う軽油については軽油引取税を免税するという制度で、この制度がなくなれば、今でさえ困難な農業経営への負担増はさげられません。本市においても、多くの市民がこの制度を利用されており、制度の継続は地域農業の振興と食料自給率向上をさせる観点からも有効であると考えます。よって、政府に対し、免税軽油制度の継続を強く求める意見書を議会として提出するものです。

何とぞ、議員の皆様のご理解をいただきますようお願いいたします、提案理由の説明といたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより、発議第9号「免税軽油制度の継続を求める意見書について」の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって本件は原案のとおり可決されました。  
ここで暫時、休憩いたします。  
執行部の皆さん、大変御苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

午前 11時03分 休憩

午前 11時04分 再開

~~~~~○~~~~~

#### 日程第10 常任委員の選任

○藤井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第10、「常任委員の選任」を行います。

お諮りいたします。任期満了に伴う常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、総務企画常任委員に、1番 前重昌敬君、7番 先川和幸君、10番 山本優君、12番 秋田雅朝君、13番 赤川三郎君、17番 今村義照君、20番 藤井昌之君、文教厚生常任委員に、3番 児玉史則君、6番 水戸眞悟君、8番 山根温子さん、9番 穴戸邦夫君、14番 青原敏治君、15番 金行哲昭君、19番 塚本近君、産業建設常任委員に、2番 石飛慶久君、4番 大下正幸君、5番 和田一雄君、11番 前川正昭君、16番 入本和男君、18番 亀岡等君、以上の諸君をそれぞれ指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決しました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第11 議会運営委員の選任

○藤井議長 日程第11、「議会運営委員の選任」を行います。

お諮りいたします。任期満了に伴う議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、4番 大下正幸君、12番 秋田雅朝君、14番 青原敏治君、15番 金行哲昭君、16番 入本和男君、17番 今村義照君、以上の諸君を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の諸君をそれぞれの議会運営委員に選任することに決しました。

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 この際、日程の追加についてお諮りいたします。私の手元に議会広報特別委員全員から辞任願が提出されました。つきましては、「議会広報特別委員 全6名の辞任許可について」を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、追加日程第4、「議会広報特別委員 全6名の辞任許可について」を議題といたします。

この際、辞任願の朗読は省略いたします。

お諮りいたします。本件は申し出どおり辞任を許可することに、御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。

よって、「議会広報特別委員 全6名の辞任について」は、許可することに決定いたしました。

この際、日程の追加についてお諮りいたします。「議会広報特別委員の選任」を日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、追加日程第5、「議会広報特別委員の選任」を行います。

お諮りいたします。「議会広報特別委員の選任」については、委員会条例第8条第1項の規定により、1番 前重昌敬君、2番 石飛慶久君、5番 和田一雄君、6番 水戸眞悟君、9番 宍戸邦夫君、10番 山本優君、以上の諸君を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を議会広報特別委員に選任することに決しました。

ここで暫時、休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時10分 休憩

午前 11時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

この際、11時20分まで暫時休憩といたします。

今、議会広報特別委員の選任をいただいた諸君は、控室のほうへお願いしたいと思います。

~~~~~○~~~~~

午前 11時10分 休憩

午前 11時20分 再開



○藤井議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

この際、議会広報特別委員会の正・副委員長の互選の結果が届けられておりますので、御報告いたします。

議会広報特別委員長に宍戸邦夫君、同副委員長に石飛慶久君、以上でございます。

以上で、本日の議事日程は終了いたし、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。これにて、平成22年第4回安芸高田市議会臨時会を閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。



午前 11時20分 閉会



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員